

財務諸表等承認の適否に係る評価委員会意見(案)

1 財務諸表関係

区 分	項 目	事 務 局 確 認
法準拠性	提出期限は遵守されたか。	6月25日に提出済み。(期限は6月30日)
	必要な書類は全て提出されたか。	地独法、県規則、会計基準に示す書類がすべて提出されている。
	監事の監査報告書において、特に考慮すべき意見はないか。	承認にあたり、特に考慮すべき意見は記載されていない。
表示内容の適正性	記載すべき事項について、遺漏はないか。	遺漏なし。
	計数は整合しているか。	整合している。
	書類相互間における数値の整合性は取れているか。	書類間の整合性は取れている。

2 剰余金繰越関係

(1) 承認の適否にかかる視点

項 目	事 務 局 確 認
損失の処理が不要であるかどうか。	損失処理は不要。
中期計画全体の進捗状況は、「標準(B評価)」以上であるか。	中期計画全体の進捗状況は、「標準(B評価)」である。
年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成(評点1)」となった項目がないか。	評点1となった項目は、「特許出願件数」の1項目であるが、5件の出願実績の他に、出願を検討した案件が10件あることから、明らかな業務怠慢とは言えない。

(2) 自己収入の増加及び経費の効率化に係る法人の具体的な取組

- ① 使用料・手数料等の増収、受託研究における技術料の設定、外部研究資金における間接経費の確保とその活用
- ② 経費(光熱水費、消耗品費、旅費等)の節減
- ③ 欠員に対する非常勤代替職員を活用した県民サービスの維持

平成 22 年 月 日

山口県知事 二井 関成 様

地方独立行政法人山口県産業技術センター
評価委員会委員長 三 浦 房 紀

意 見 書 (案)

平成 22 年 7 月 2 日付け平 22 新産業振興第 138 号により照会のありました地方独立行政法人山口県産業技術センターの 21 年度に係る財務諸表及び剰余金の繰越に関する地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

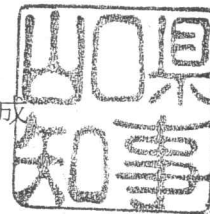
- 1 平成 22 年 6 月 25 日付け平 22 山産技第 99 号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった財務諸表については、申請のとおり承認することが適当である。
- 2 平成 22 年 6 月 25 日付け平 22 山産技第 100 号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった剰余金の繰越については、申請のとおり承認することが適当である。



平 2 2 新産業振興第 1 3 8 号
平成 2 2 年 (2010年) 7 月 2 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター
評価委員会委員長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成



地方独立行政法人山口県産業技術センターの 2 1 年度に係る
財務諸表及び剰余金の繰越に関する意見について (照会)

このことについて、平成 2 2 年 6 月 2 5 日付け山産技第 9 9 号及び平成 2 2 年 6 月 2 5 日付け山産技第 1 0 0 号により、地方独立行政法人山口県産業技術センターから承認申請のあった 2 1 年度に係る財務諸表及び剰余金の繰越について、地方独立行政法人法第 3 4 条第 3 項及び第 4 0 条第 5 項の規定に基づき意見を求めます。

平 2 2 山 産 技 第 9 9 号
平成22年(2010年)6月25日

山口県知事
二 井 関 成 様

地方独立行政法人
山口県産業技術センター
理事長 山 田 隆 裕



平成21年度に係る財務諸表の承認について(申請)

このことについて、地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、同項に規定する財務諸表に同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

平 2 2 山 産 技 第 1 0 0 号
平成22年(2010年)6月25日

山口県知事
二 井 関 成 様

地方独立行政法人
山口県産業技術センター
理事長 山 田 隆 裕



平成21年度に係る剰余金の承認について(申請)

このことについて、下記のとおり、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づく承認を受けたいので、地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則第12条第1項に基づき、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

記

- 1 承認を受けようとする額
26,642,052円
- 2 上記の額を充てようとする剰余金の使途
試験研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

【参考：剰余金処分の概念図】

